資料１－６

(H29.11.16)
規制改革推進会議
第9回投資等WG

規制改革推進会議　投資等ＷＧ
ヒアリング資料

海　上　保　安　庁
平成２９年１１月１６日

Ⅰ　海上保安業務の概要

○　海上保安庁は、海上における犯罪の取締り、領海警備、海難救助、災害対応等の業務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務

外国漁船の取締り

密輸・密航の取締り

北朝鮮工作船等への対応

重要施設の警戒警備

尖閣諸島周辺海域における領海警備

海難・自然災害における救援救護

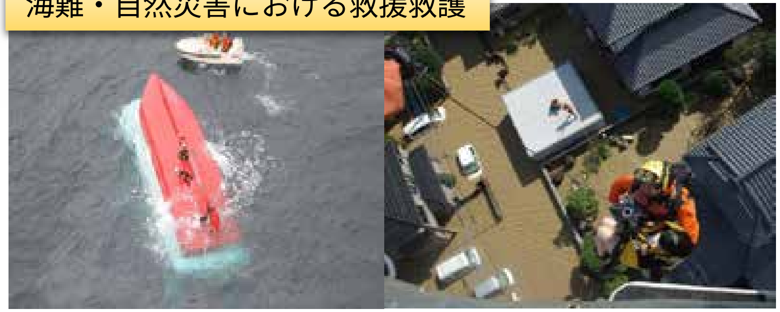

＜回線構成＞

- 〇　陸上部署相互及び陸上送受信所間は、基本、民間のＩＰ回線を借上げ
- 〇　陸上送受信所と巡視船艇・航空機間は、海上保安庁専用の回線を利用
- 〇　一般船舶との間は、官民共用の回線（国際ＶＨＦ、衛星電話等）を利用

＜主な用途＞

- 〇　陸上部署、巡視船艇・航空機間における指揮命令、情報共有等
- 〇　一般船舶に対する航行の安全に必要な情報の提供等

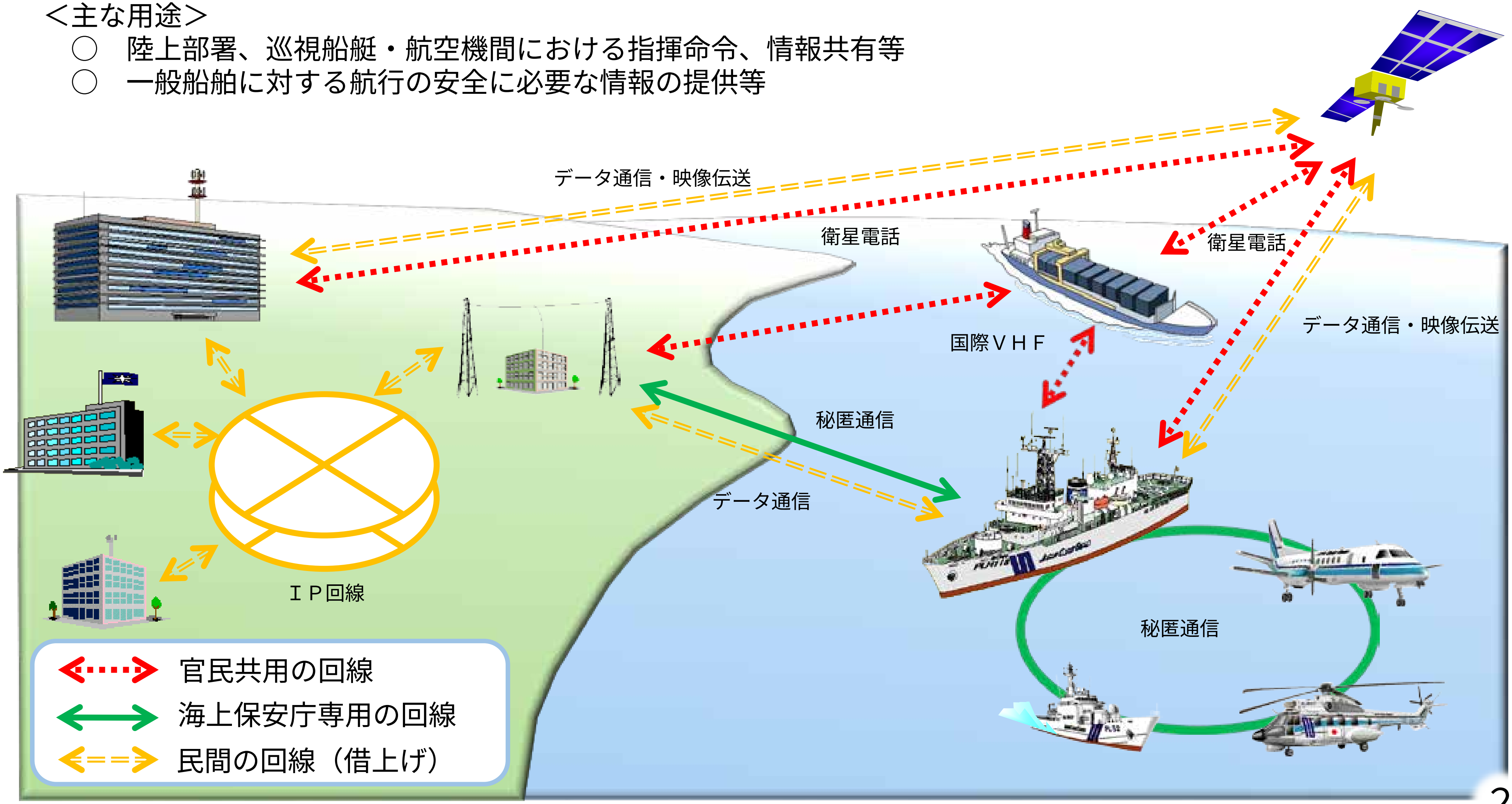

海上保安庁

１．割当状況の開示（見える化）について、開示の可否やその範囲

○　開示することにより、悪意を持った第三者による通信妨害が想定され、巡視船艇・航空機に対する指揮命令等が困難となり、海上保安業務の実施に影響を及ぼすおそれがあることから、慎重な検討が必要

２．無線局の具体的な使用用途について

○　陸上部署、巡視船艇・航空機間における指揮命令、情報共有等
○　一般船舶に対する航行の安全に必要な情報の提供等

３．次期大規模更新のタイミングについて

○　老朽化した装置については、随時更新しているため、全体を一度に更新する大規模な更新計画はなし

４．他の電気通信手段への代替可能性について

○　陸から遠く離れた洋上の巡視船艇・航空機といった移動体との通信を常時確保する必要があるため、無線通信は不可欠

５．平常時における共用の可能性（有事の際は最優先で貴省が専用利用するなどのルール設定）について

○　常時、巡視船艇・航空機を運用し、陸上部署との間で指揮命令、情報共有等極めて秘匿性の高い通信を実施していることから、これらが担保されることが必要

６．共同利用型の自家用網の導入可能性について
７．民間事業者が提供する商用網（商業用の業務無線、携帯事業者の公衆網）の導入可能性について

○　既に民間のＩＰ回線を借り上げ情報通信網を構築しており、再構築する計画はなし

８．その他現行の電波割当制度や電波利用料体系に関するご意見について

○　現行の電波割当制度及び電波利用料金体系に対し特段の意見はない